

## 鹿屋市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市営住宅条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第176号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同項第4号中「3年」を「5年」に改め、同項第5号中「予定者」を「予約者」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。